（登録要件等）

第二十四条　国土交通大臣は、第二十二条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第二十六条第一項第一号イからチまでの事項を含む内容について登録証明事業に係る試験（以下「登録試験」という。）が行われるものであること。

二　（略）

2　第二十一条第一項第三号の登録は、登録証明事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録証明事業を行う者（以下「登録証明事業実施機関」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三～五　（略）

（登録の更新）

第二十五条　第二十一条第一項第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　（略）

（登録証明事業の実施に係る義務）

第二十六条　登録証明事業実施機関は、公正に、かつ、第二十四条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録証明事業を行わなければならない。

一～九　（略）

（登録事項の変更の届出）

第二十七条　登録証明事業実施機関は、第二十四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び試験委員を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録証明事業実施規程）

第二十八条　登録証明事業実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録証明事業に関する規程を定め、当該登録証明事業の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～十五　（略）

十六　第三十四条第三項の帳簿その他の登録証明事業に関する書類の管理に関する事項

十七　（略）

（登録証明事業の休廃止）

第二十九条　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十条　（略）

2　登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係人は、登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）

（登録要件等）

第十七条の四　国土交通大臣は、第十七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第十七条の六第一項第一号イからチまでの事項を含む内容について登録証明事業に係る試験（以下「登録試験」という。）が行われるものであること。

二　（略）

2　第十七条第一項第三号の登録は、登録証明事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録証明事業を行う者（以下「登録証明事業実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三～五　（略）

（登録の更新）

第十七条の五　第十七条第一項第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　（略）

（登録証明事業の実施に係る義務）

第十七条の六　登録証明事業実施機関は、公正に、かつ、第十七条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録証明事業を行わなければならない。

一～九　（略）

（登録事項の変更の届出）

第十七条の七　登録証明事業実施機関は、第十七条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び試験委員を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録証明事業実施規程）

第十七条の八　登録証明事業実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録証明事業に関する規程を定め、当該事業の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～十五　（略）

十六　第十七条の十四第三項の帳簿その他の登録証明事業に関する書類の管理に関する事項

十七　（略）

（登録証明事業の休廃止）

第十七条の九　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十　（略）

2　登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係人は、登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）